

相互貸借に伴う利用者の費用負担について

※相互貸借…図書館同士が所蔵している資料を貸し借りすること。

1 現状

安曇野市では安曇野市図書館管理規則第 15 条により相互貸借送料の実費を利用者から負担していただいている。

- ・ 県内図書館の利用者送料負担額 往復 620 円。
- ・ 県立図書館の利用者送料負担額 片道のみ 310 円。
- ・ 信大附属図書館は協定により利用者負担無。

H23 実績

総冊数 233 冊/内訳 県立図書 18 冊・信大附属 78 冊・その他 137 冊

利用者送料負担額は約 9 万円

2 経過

- ① 相互貸借に係る利用者の送料負担は図書館法第 17 条に違反しているのではないかと。安曇野市図書館管理規則制定の経過を知りたい旨、市民から問い合わせがあった。
- ② 規則制定時に相互貸借送料利用者負担についての協議経過を見つけることができなかった。
- ③ 県内市立図書館 19 館に照会したところの 13 館が無料（内 3 館が冊数制限有）で 6 館が有料であった
- ④ 図書館協議会（H24. 3. 23 開催）において諮問したところ 13 人の委員の内 10 人の委員から利用者負担賛成の意見を得られた。
- ⑤ 文部科学省に問い合わせたところ、次の回答があった。

「1. 図書館法第 17 条は、公立図書館について、入館料その他図書館資料の利用については無償とすることにより、図書館サービスを通じた住民の学習機会を広く保障する規定である。

（中略）

3. 図書館相互の貸借にかかる経費については、図書館の資料の利用そのものではなく、その郵送等に係る経費であり、図書館法の規定の対象外である。
このため、相互貸借の郵送費等に係る対価の徴収については、図書館の設置者で

ある地方公共団体の自主的な判断に委ねられるものである。」

3 文化課としての今後運用方針

相互貸借送料の今後の取り扱いについては受益者負担の方針をとり、利用者から負担していただきたいと考える。

4 補足資料

○図書館法

(中略)

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(中略)

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

(中略)

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

(下略)

○安曇野市図書館管理規則

(中略)

(相互貸借)

第15条 館長は、相互貸借に係る郵送料その他の費用について、実費の負担を求めることができる。

(下略)